

締約国会議

第6回会合、第2部

ボン、2001年7月18～27日

議題 第4項、7項

## 条約の約束及びその他規定の実施についてのレビュー

京都議定書の締約国の会合としての役割を持つ締約国会議第一回会合にむけての準備

### 議長により提案された総合交渉文書

議長提案により提案された総合交渉文書は、いくつかの部分に分けて発行されている。本書類には序文と概要が含まれる。\* 交渉中の決定原案には次の議題が含まれている。

- I. 資金、技術移転、適応、能力育成、条約の4.8条と4.9条、京都議定書の3.14条  
(FCCC/CP/2001/2/Add.1)
- II. 京都議定書6条、12条、17条に規定するメカニズムに関する決定 (FCCC/CP/2001/2/Add.2)
- III. 土地利用、土地利用の変化と林業に関する決定 (FCCC/CP/2001/2/Add.3)
- IV. 京都議定書5条、7条、8条規定のガイドラインに関する決定 (FCCC/CP/2001/2/Add.4)
- V. 共同実施活動、政策措置、単独プロジェクトの影響に関する決定 (FCCC/CP/2001/2/Add.5)
- VI. 京都議定書における遵守に関する手続きおよびメカニズムについての決定  
(FCCC/CP/2001/2/Add.6)

\*FCCC/CP/2001/2 と Corr.1 は取り下げられ、FCCC/CP/2001/2/Rev.1 に置き換えられる。

## 目次

### I. 序文

- A. 委任された権限
- B. ノートの範囲
- C. 締約国会議がとりうる行動

### II. 概要

- A. アプローチ
- B. 資金、技術移転、適応、能力育成、条約の 4.8 条と 4.9 条、京都議定書の 3.14 条
- C. メカニズム
- D. 土地利用、土地利用の変化と林業
- E. 遵守
- F. 新機関のガバナンス

## I. 序文

### A. 委任された権限

1. 締約国会議（COP）は、その第6回会合第1部において、COP議長に対し「再開されるセッションで、...文書をさらに発展させ考察するための提案を行い、また透明性のある形であらかじめ助言を求める」よう、要請した。（ブエノスアイレス行動計画の実施に関する決定書 1/CP.6）

2. 次に述べる総合交渉文書は、上記要請に応えるものである。本書は、締約国会議が、その第6回会合第2部に繰り越した交渉文書から導き出されている。

（FCCC/CP/2000/INF.3(vol.I-V)文書に含まれた文章と FCCC/CP/2000/5/Add.3 (vol.I-V) 参照）<sup>1</sup> 議長は、総合交渉文書作成にあたり、締約国に提出された FCCC/CP/2001/MISC.1 に含まれる 2000年11月22日付の非公式議長ノート<sup>2</sup>に対する多くの改定案から引用することができた。

3. また議長は、セッションとセッションの間の期間に広く協議を行っている。議長は、2国間またはグループ単位で多くの締約国と会合しその助言を得ている。議長は、透明性を強化する努力の一環として、一部の重要な政治課題をどう扱えるかについての草案を、全締約国に示している。<sup>3</sup>

### B. ノートの範囲

4. 議長の提案する総合交渉文書は、ブエノスアイレス行動計画により網羅される全課題に関し、総合的でバランスのとれた決定書草案パッケージの提示を目指しており、これにより、懸案事項での交渉を容易にしようとしている。この文書は、いくつかの部分に分けて発行されるが、一つの統合文書とみなされるべきである。この序文には、総合交渉文書（表紙参照）の骨子と概要が含まれる。総合文書の本文は、6つの議題で構成され、締約国会議により考察され採択されるべき決定書草案を含んでいて、これには、該当する場合、京都議定書の締約国の会合としての役割を持つ締約国会議（COP/MOP）での採択が奨められる決定書が含まれる。

5. 概要（下記第IIセクション参照）の狙いは、総合交渉文書作成に関する議長折衝を受け、議長による提案の一部の背景説明をすることである。この概要では文書 FCCC/CP/2001/Add.4 と Add.5 に含まれる決定書は取り扱わないこととする。

---

<sup>1</sup> 第6回会合の第1部終了時において、考察されていた交渉文書は、合計285頁に上っており、約2500ものカッコ書きを含んでいた。

<sup>2</sup> FCCC/CP/2000/5/Add.2、決定書 1/CP.6の付属書を参照

<sup>3</sup> 文書「COP6議長による新提案」2001年4月9日付け参照。www..unfccc.int

## C. 締約国会議のとりうる行動

6. 締約国会議は、上記パラグラフ2に示すとおり、第6回会合第1部での交渉文書と結びつけての総合交渉文書考察を希望し、さらに第6回会合の終了時に、ブエノスアイレス行動計画で網羅される全課題に関して総合的でバランスのとれた決定書パッケージ採択となるような集中交渉を希望する可能性がある。

## II. 概要

### A. アプローチ

7. ブエノスアイレス行動計画の枠組内における交渉は、京都議定書実施の方法および手続きを定めることを目的とし、同時に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の実施を、特に開発途上締約国での優先度に鑑みて進める方策の探求を目指している。現在COPが直面しているのは、これらの交渉で未決着のものである。ブエノスアイレス行動計画を完了するための決定書採択は、京都議定書を批准するのに必要な数の締約国に、その基盤を提供するほか、その発効の実現をも意図している。京都議定書の発効は、条約の第2条に含まれる条約の目的を満たすような、地球規模気候変動対策探求の長期プロセスにとって、大きな1歩となると認識されている。

8. 議長による総合交渉文書は、全体として締約国が必須とする国益のバランスをはかるような一連の決定書草案を提示するものである。このパッケージ全体が、全締約国に対する十分な「勝利」を含むとともに、そうすることで気候変動における全締約国共通の利益を反映した結果に結びつく交渉の基盤を提供する。

9. 第6回会合第1部の終了時では多くの問題で対立が残っていたことから、総合交渉文書の作成では、締約国にとって極めて重要な問題について、選択の余地を作る必要があった。議長は、こういった問題について広く助言を求め、また受けた助言に照らして、総合交渉文書に含む提案を行っている。その基盤となる概念は、共通の利益のための妥協である。

10. 総合交渉文書のレビューにあたり、締約国は、これまで別々なグループで交渉されてきたさまざまな決定書間での一貫性の水準を高める努力がされたことを、知っておくべきである。この作業は、主に、言語学や用語の統一に関するものであった。しかし、法的また機構上適切な提案を提出する努力の一環として、新しい機構の提案に特別な注意が払われている。COPによる決定は全て法的に等しい立場にあり、またこの法的に等しいことは、COP/MOPの決定にも当てはまるとの認識から、二重または重複を減らし、可能なら共通の要素を一つの決定にまとめる努力がなされている。さらに、他の決定では、こういった共通要素を繰り返すよ

りも引用を行っている。

11. またこの提案は、補助機関の役割という意味で、組織上の透明性を再度確保することを目指している。条約の9条と10条の精神にのっとり、2つの補助機関でなく、一つの補助機関に指示を与える努力がなされている。各（補助）機関は、引き続き他の機関からのインプットや助言を求めることができる。

12. 以下のセクションは、重要課題の一部について議長が行った選択に焦点をあて、説明することを意図している。

#### **B. 資金、技術移転、適応、能力育成、条約の4.8条と4.9条、京都議定書の3.14条**

13. 資金、技術移転、適応、能力育成、条約の4.8条と4.9条、京都議定書の3.14条に関する文章は、FCCC/CP/2001/2/Add.1文書に含まれている。この文章の基礎となっているのは、第6回会議の第1部で出てきた交渉文書である。（FCCC/CP/2000/5/Add.3(vol.IとII)参照）

14. 途上国締約国は、特に条約の4.3条、4.4条、4.5条、4.8条、4.9条の実施強化を図る一方、京都議定書に規定する関連新規メカニズムとアプローチの開発に貢献し、かつ促進することも目指している。本提案は、途上国締約国の懸念に対応するほか、持続可能な開発および排出制限を通して、あるいは適応を通して、気候変動に対応する国際的な努力で積極的なパートナーとなることでこれら諸国の利益にも応えることを目指している。こういった決定は、相互に関係し、また資金源がその中心にあることから、一つの付録書にまとめられている。

15. ブエノスアイレス行動計画を完了させる決定書では、採択に必要な広範囲の支持を得るため、いくつかの政治、経済上の現実を尊重しなければならない。決定書は次のことをおこなわなければならない。

- (a) 新規の資源や追加の資源を通して条約4.3条、4.4条、4.5条の実施を強化する
- (b) 新しい資金メカニズムを創設するよりもむしろ既存の資金メカニズムの効率と生産性改善を導く
- (c) 能力育成と適応向けの資金を増やす
- (d) 条約の4.8条に記載する国、および最貧国の懸念に配慮する

16. 総合交渉文書には、特に資金、技術移転、適応、能力育成、条約の4.8条と4.9条、京都議定書の3.14条に関係する次の提案が、盛り込まれている。

- (a) COPは、継続的な地球環境ファシリティー（GEF）へのガイダンスを強化し、またGEFはその手続きや政策、プロジェクトサイクル、実施システムを合理化することが求められる。さらにGEFは、プロジェクトが各国のニーズや優先政

策に合致し、国内プログラムに統合されることを確認することが求められる。

( FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金メカニズムの運用機関に対する追加ガイダンスについての決定書草案、パラグラフ 2 を参照 )

- (b) GEF 気候変動注目分野を通しての第 3 段階適応活動の実施に対して、資源を使えるよう、資金メカニズムにガイダンスが与えられる。( FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金メカニズムの運用機関に対する追加ガイダンスについての決定書草案、パラグラフ 1(c) を参照 )
- (c) 途上国締約国において、実証ノパイロットプロジェクトやプログラム、そして具体的な適応プロジェクトやプログラムに資金を提供するため、**適応基金**を創設する。この基金は、クリーン開発メカニズム ( CDM ) での収益の一部 ( 発生した認証排出削減の 2% ) と、付属書 I に含まれる締約国からの寄付金を資金とする。適応基金は、下記パラグラフ 2 8 の方式にしたがって構成される委員会が、COP/MOP のガイダンスの下で運用する。( 京都議定書発効以前の期間では COP がガイダンスを示す ) GEF は、この目的における必要なアレンジをするため招請される。( FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金と資源の水準に関する決定書草案、パラグラフ 1 から 8 を参照 )
- (d) 気候変動に関する活動やプログラム、措置 ( 技術移転、能力育成、経済多様化、エネルギー、運輸、産業、農業、林業、廃棄物管理 ) に資金を提供するため、**特別気候変動基金**が創設される。こういった活動、プログラム、措置は、GEF 気候変動注目分野に割り当てられている資金源から現在資金を得ているもの、また二国間や多国間の資金を得ているものに、追加的かつ補足的なものとする。特別気候変動基金は、COP/MOP のガイダンスの下 ( 京都議定書発効以前の期間では COP がガイダンスを示す )、GEF 委員会により運営される。GEF も、この目的における必要なアレンジをするため招請される。( FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金と資源の水準に関する決定書草案、パラグラフ 9 から 14 を参照 )
- (e) **最貧国(LDC) 締約国**での優先度は、COP が作る別な作業計画により扱われる。この作業計画には、特に国内適応行動プログラム ( NAPA ) が含まれ、これは、GEF が作る基準に基づき、GEF が資金を提供する。これら NAPAs を支援するため、LDC 専門家グループが結成される。これに加えて、LDCs の CDM プロジェクトは、適応の収益の一部提供から控除される。( FCCC/CP/2001/2/Add.1、条約 4.8 条と 4.9 条の実施に関する決定書草案、セクション III と、FCCC/CP/2001/2/Add.6、クリーン開発メカニズムの方法と手続きに関する決定書草案、パラグラフ 12 を参照 )
- (f) **技術移転**を促進するための活動、プログラム、措置は、特別気候変動基金、適応基金、GEF 気候変動注目分野から資金を得る。技術移転に対する障壁や情報のニーズ、技術移転の促進を考えるため、また条約の 4.5 条実施を強化するため、科学的・技術的助言に関する補助機関 ( SBSTA ) の下に、技術移転の科学・技術専門家による政府間諮問グループを結成する。( FCCC/CP/2001/2/Add.1、技術開発と技術移転に関する決定書草案を参照 )

- (g) 対応措置の影響を扱うため、付属書 I に含まれる締約国は、条約の 4.8 条に基づき、手法に関する研究にのっとして、対応措置の影響に関して全面的な考察を与えるほか、温室効果ガスを捕捉し貯蔵する化石燃料関連技術の移転や、化石燃料関連の活動における環境効率改善の能力育成、さらに経済の多様化を通してこういった影響を解決し、付属書 I に含まれない締約国を支援する。

(FCCC/CP/2001/2/Add.1、条約 4.8 条と 4.9 条の実施に関する決定書草案、セクション II を参照) 途上国締約国は、そのニーズと懸念事項を報告する。付属書 I に含まれる締約国は、その国別報告書の中で、京都議定書 3.14 条の下でおこなった行動について報告し、途上国締約国による京都議定書 3.1 条の実施(たとえば、化石燃料生産助成金の削減や段階的解消、ただし条約では、政策措置に全ての経済部門を含める義務がある)における社会、環境、経済上の悪影響を最小限にする。(FCCC/CP/2001/2/Add.1、京都議定書 3.14 条に係る問題についての決定書草案、パラグラフ 4 を参照)

- (h) COP は国連事務総長に対し、持続可能な開発世界サミットの枠内で、特定の課題と限られたメンバーを持つ高官レベル気候資源委員会を設立するよう、すすめる。本委員会は、気候変動への貢献度をレビューし、資金的なニーズと入手可能性をモニターし、資源の配分について助言をし、資金に関して合意された目標が達成されたかどうかを決定し、追加的な資源の利用を可能にし、既存の資金調達ルートや機構(institution)の考察のため政策結論を作成する。

(FCCC/CP/2001/2/Add.1、気候資源委員会に関する決定書草案を参照)

- (i) 上記活動への資源調達(resourcing)は下記に基づくこととする。

(FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金調達と資源水準に関する決定書草案を参照)

- i) 付属書 I に含まれる締約国は、付属書 II に含まれていない締約国での気候変動関連活動について、新規および追加的な資源を無償または譲渡ベースで寄付する。
- ii) 寄付金の総額は、できるだけ早く、また 2005 年より遅くならない時期に、年 10 億ドルまで増加させる。目安としては、適応に当てる資金額を、数年の間に資源水準のほぼ半分まで増額することとする。
- iii) 寄付金は、1990 年の二酸化炭素排出総量に対する付属書 I 締約国の比例分をベースにする。付属書 I に含まれる締約国で、市場経済への移行プロセスにある締約国は、1990 年度での総排出量に占める自国の割合の 50%に比例する資金分までの寄付を行うこととする。
- iv) この寄付金目標の計算に入れる資金の流れは下記のもので構成される。
  - a. 気候変動注目分野に配分される GEF への寄付金
  - b. 特別な気候変動基金への寄付金
  - c. 適応基金への寄付金
  - d. 気候変動関連活動に対する 2 国間および多国間基金で、現在の資金水準に追加的なもの
- v) CDM プロジェクトに対する公共資金と、CDM の収益の一部は計算に入れな

い。

- vi) 付属書 I に含まれる締約国は、その国別報告書の中で、こういった資金の流れについても報告する。
- vii) COP は、気候資源委員会の助言に基づき、CDM 収益の一部から発生する資源を考慮しつつ、適応基金に配分された割合と資金水準全体についてのレビューを継続して行う。
- viii) COP/MOP は、適応基金委員会および特別気候変動基金を管理する委員会に対し、指針を提供する。COP/MOP は、両基金での政策プログラムの優先度と資格基準を決定する。適応基金および特別気候変動基金を管理する団体は、これら資金の管理について、COP/MOP へ年次報告を行う。

17. 寄付金目標額での自国割り当て分の支払いを怠った締約国は、新機関での地位を得る資格を有さない。(FCCC/CP/2001/2/Add.1、資金と資源水準に関する決定書草案、パラグラフ 15(e)を参照)

### C. メカニズム

18. 京都議定書の 6 条、12 条、17 条に基づくメカニズムについての文章は、FCCC/CP/2001/2/Add.2 に含まれる。この文章の土台は、第 6 回会合第 1 部で浮上した交渉文書である。(FCCC/CP/2000/5/Add.3、(vol.V))

19. メカニズムに関する交渉には、前提条件やメカニズムの利用範囲に関する規則といった重要な問題を背景に、かなり重要性を持つ技術的な詳細が多く含まれる。指導原則、国内活動に対する補足性、4 条関連問題、排出削減単位 (ERUs)、認証排出削減 (CERs)、割当量単位 (AAUs) の利用のように、いずれもメカニズムの原則、特質、範囲に関する決定に現在含まれている問題について、決定することが必要である。そのような決定は、締約国およびプロジェクトの資格基準、CDM の開始日、約束期間リザーブの条件を決める上でも等しく必要とされる。こういった点での妥協がはかられてはじめて、ブエノスアイレス行動計画を完了するための全体合意が可能となる。

20. これまでのところ、総合交渉文書には、特に次の提案が含まれている。

(a) 締約国は、メカニズムを利用するにあたり、条約の 2 条および 3 条に含まれる目的と原則を指針とする。(FCCC/CP/2001/2/Add.1、メカニズムの原則、特質、範囲についての決定書草案、序文を参照) この限りにおいて：

- i) 各国の事情に基づく政策措置が、気候変動への対応策の中心になり、これには、メカニズムについての適切な方法や規則、指針とか、土地利用・土地利用の変化と林業 (LULUCF) 活動を統括する厳格な原則や規則、そして強力な遵守体制が伴う。そのような政策措置は、また、先進国と途

上国間での一人あたり排出量に関する不公平性の緩和を探求するべきである。この点において、また補足性の問題を解決するため、付属書 I に含まれる締約国は、京都議定書付属書 B に記載する自国の排出制限および削減の約束を、主に 1990 年以後の国内活動を通して、達成しなければならない。また、関連する量的および質的な情報を報告し、レビューしなければならない。メカニズムの利用に関する規定は、4 条の下で行動する締約国それぞれに独立して適用されなければならない。

- ii) CERs、ERUs、AAUs は、3.1 条規定の約束達成に利用することが可能であるが、これは、京都議定書付属書 B に記載の量的な排出制限および削減の約束を変更することなく行わなければならない。CERs も、第二約束期間での約束達成に向けてバンキングすることが可能である。京都議定書が、後に続く約束期間における決定の考察に影響をおよぼすような排出についての権利、資格、権利授与を生み出すものではないと、認識されている。

(b) 付属書 I に含まれる締約国がメカニズムに参加するための適格性(資格)は、京都議定書の 5.1 条、5.2 条、7.1 条、7.4 条の下での手法および報告義務を遵守するかどうかにかかっており、その監督は、遵守委員会の執行部により執り行なわれる。京都議定書を補う遵守に関する合意を承認した締約国だけが、メカニズムの利用で生じるクレジットを利用する権利を授与される。(FCCC/CP/2001/2/Add.2、6 条の実施指針の決定書草案、付属書、パラグラフ 16 および 17、クリーン開発メカニズムの方法および手続きに関する決定書草案、付属書、パラグラフ 30 および 31、排出取引の方法、規則、指針に関する決定書草案、付属書、パラグラフ 2 および 3 を参照)

(c) 6 条(共同実施)に関する問題では、削減を検証する 2 つのやり方が存在する。付属書 I ホスト締約国が上記パラグラフ 20 (b)の資格必要条件を満たすなら、同国自体で検証することが可能である。そうでない場合には、独立した検証手続きを探求することとなる。CDM との対比において、付属書 I に含まれる締約国は、ERUs 発生のために原子力施設を利用することは控えることとする。(FCCC/CP/2001/2/Add.2、6 条の実施指針に関する決定書草案、および付属書、セクション B-E)

(d) 12 条に関する問題については、COP7 で執行機関(executive board)の選出を行うことにより、CDM の早期開始がなされると見られている。CDM の下での運営条項では、プロジェクト活動が持続可能な開発に関する国内戦略および/または優先度と合致しているかどうかの判断を、非付属書 I ホスト締約国が行うと規定している。いずれにしても、付属書 I に含まれる締約国は、CERs の生成に原子力施設を用いることは控えることとする。付属書 I に含まれる締約国からの公共資金が CDM プロジェクトに用いられる場合、これが政府開発援助の他への転向を生む結果となってはならない。CDM プロジェクトの公平な地域配分を容易にするため、小規模プロジェクトには、執行機関によるレビューの可能性を含めた簡素化手続きが適用されることとし、必要があれば COP/MOP に対し(この簡素手続き)適用分類の追加を推奨する。また、LDCs 内での CDM プロジェクトは、適応への資金調達における収益の一

部から、控除されるプロジェクトであることに留意する必要がある。( FCCC/CP/2001/2/Add.2、クリーン開発メカニズムの方法および手続きに関する決定書草案 )

(e) 新規植林および再植林プロジェクトだけが、第一約束期間中、**CDM のもと**で適格性を有する土地利用・土地利用の変化と林業 (LULUCF) プロジェクトである。そのようなプロジェクトの実施は、下記パラグラフ 2 3 (b) で引用されている原則、および、COP8 の決定に向け SBSTA が開発する方法を指針とする。取り扱われる方法には、非持続性、追加性、リーケッジ、規模、不確実性、社会経済的、および環境上の影響(impact) (これには生物多様性や自然生態系システムへの影響を含む) が含まれる。将来の約束期間中での CDM 向け LULUCF プロジェクトの扱いは、第二約束期間に関する交渉の一部として決定される。( FCCC/CP/2001/2/Add.2、クリーン開発メカニズムの方法と手続きに関する決定書草案、パラグラフ 8 および 9 )

(f) 17 条 (排出量取引) に関係する問題について、付属書 I に含まれる締約国は、その国内登録簿の中で、**約束期間リザーブ**を維持することとし、これは京都議定書 3.7 条および 3.8 条に基づいて計算された締約国割り当て量の 90%、または一番最近にレビューされた目録の 5 倍のいずれか低い方を下回ってはならない。( FCCC/CP/2001/2/Add.2、排出取引の方法、規則、指針に関する決定書草案、付属書、パラグラフ 6 から 9 を参照 )

#### **D . 土地利用、土地利用の変化と林業**

2 1 . 土地利用、土地利用の変化と林業 (LULUCF) に関する文書は、書類 FCCC/CP/2001/2/Add.3 に含まれる。この文書の土台は、第 6 回会合第 1 部で出てきた交渉文書である。( FCCC/CP/2001/5/Add.3、( vol. ) )

2 2 . 議長によるセッション間折衝において、多くの締約国が LULUCF に高い重要性を認めていることが確認された。吸収は、気候変動への国際的な対応で重要な役割を果たす。この現実を反映させなければ、ブエノスアイレス行動計画での全体合意はありえない。議長提案は、LULUCF 活動の役割を確認し、明確にすることを旨すとともに、次のことを含める :

- (a) 付属書 I 締約国での高度な排出削減を確保するためのセーフガード(安全策)
- (b) 環境上の健全性を確保するためのセーフガード
- (c) 細かい算定(accounting)方式
- (d) 知識向上のためのさらなる技術研究の提供

2 3 . 総合交渉文書には、LULUCF に関し、特に次の提案が含まれている。

- (a) 「森林」、 「新規植林」、 「再植林」、 「森林減少」の定義
- (b) LULUCF 活動を支配する原則 (FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利

用の変化と林業に関する決定書草案（ - /CMP.6）を参照）

- (c) 森林管理、耕作地管理、放牧地管理および植生回復の分野での活動は、京都議定書 3.4 条のもとでの適格性（資格）を有するとの決定（FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利用の変化と林業に関する決定書草案、付属書、パラグラフ 6 を参照）
- (d) 3.4 条規定の有資格活動に関する次の三段階の提案を含む算定(accounting)規則：
- i) 森林管理での算定を通しての、生じうる 3.3 条での借方(debit)に対する補償（締約国ごと年ごとで炭素 8.2 メガトンまで）（このレベルまでは 3.4 条のクレジット割り引きを適用しない）
  - ii) 上記第一段階の上に、森林管理活動に関する 85%の割引(discount)
  - iii) 農業管理でのネット - ネット算定(Net-Net accounting)（FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利用の変化と林業に関する決定書草案、付属書パラグラフ 8、9、11 を参照）
- (e) 上記パラグラフ 2 3 (d)に記載する、年 13 メガトン炭素の水準までの割引(discount)の適用について、締約国が、エネルギー効率、森林被覆率、人口密度に係する 3 つの基準を満たす場合の免除（FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利用の変化と林業に関する決定書草案、付属書パラグラフ 10 を参照）
- (f) 第一約束期間で、3.4 条（上記パラグラフ 2 3 (d) ii)と iii)に規定する第二段階および第三段階）、ERUs（京都議定書 6 条に基づく）、CERs（京都議定書 12 条に基づく）の結果として生じる LULUCF 活動クレジットの総量には、次の 2 つの「境界条件」が適用される。
- i) 付属書 B での削減約束が 100 未満である締約国では、クレジットの総量は、削減約束の半分を超えないこととする。
  - ii) 付属書 B での削減約束が 100 以上である締約国では、クレジットの総量は、基本年度の年当たり排出量の 2.5%を超えないこととする。（FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利用の変化と林業に関する決定書草案、付属書パラグラフ 18 と 19 を参照）
- (g) **SBSTA および気候変動政府間パネル (IPCC)** でのさらなる研究委託の要

請：

SBSTA： 第一約束期間で、京都議定書 3.4 条規定の劣化および植生後退を含める可能性についての手法考察、および将来の約束期間でのバイオーム（生物群系）特有森林の定義適用の調査

IPCC : LULUCF 活動の報告指針策定、良好な実践行動ガイドン  
スに関する報告作成、京都議定書 3.4 条規定の劣化および  
植生後退の組み入れ手法開発、炭素在庫に対する人為的  
な影響を、過去の森林での実践行動および自然の影響に  
基づいた非人為的な影響と分離するための手法開発  
(FCCC/CP/2001/2/Add.3、土地利用、土地利用の変化と  
林業に関する決定書草案 (-/CP.6)、パラグラフ 1 と 3 を  
参照)

## E . 遵守

2 4 . 遵守に関する文書は、書類 FCCC/CP/2001/2/Add.6 に含まれる。この文書の土台は、  
第 6 回会合第 1 部で出てきた交渉文書である。(FCCC/CP/2001/5/Add.3、(vol.IV))

2 5 . 議長によるセッション間折衝では、3つの問題に焦点を当てた。遵守委員会の執行部  
と促進部の義務、執行部により適用される不遵守に対する法的拘束力のある結果、遵守体制採  
択の基盤、である。

2 6 . 総合交渉文書は、京都議定書を補足する正式な合意書として起草されており、特に次  
の提案を含む。

(a) 執行部により適用される不遵守への法的拘束力のある結果は、京都議定書の  
全体目的達成を確保するため、できるだけ早い遵守を確保することを目指したものである。こ  
れらの結果には、不遵守の量に比例して段階的に増加する率に基づいた次期約束期間の割当量  
からのトン数差引、約束を達成するための遵守行動計画をレビューと評価用に提出するとの要  
求、および京都議定書 17 条の適格性の一時停止が含まれる。(FCCC/CP/2001/2/Add.6、遵守  
に関する手続きとメカニズムの決定書草案、付属書、14 条参照)

(b) 約束の遵守についての考察は、執行部または促進部のいずれかに明確に委任  
されることとする。執行部の担当範囲は限定される(京都議定書の 3.1 条、5.1 条、5.2 条、7.1  
条、7.4 条、および京都議定書 6 条、12 条、17 条の適格性要件)。上訴のための手続きはない。  
しかし、執行部の場合、第 1 次の決定は締約国に連絡され、最終決定採択の前にコメントをす  
る機会がある。(FCCC/CP/2001/2/Add.6、遵守に関する手続きとメカニズムに関する決定書草  
案、付属書、5 条と 9 条を参照)

2 7 . 公正で公平なシステムを確保するため、第二約束期間での付属書 I 締約国の約束は、

2008年以前に採択されるべきであることが、提案されている。<sup>4</sup>(FCCC/CP/2001/2/Add.6、第二約束期間での約束に関する問題についての決定書草案、パラグラフ1(b)を参照)

## F. 新機関のガバナンス

28. 議長によるセッション間折衝は、設立される新機関の構成や統制をどうするかとの疑問に対し、依然見解の相違が続いていることを確認した。このため、次のような妥協案を、関連する決定書草案に反映させることとする。

(a) 全ての新機関<sup>5</sup>は、5つの国連地域グループを公平に代表することを基礎にした10名からなる同一の構成をもつこととし、これには、現在UNFCCC議長団の慣習に反映されている各利益グループや、共通に有しているが差異のある責任とそれぞれの能力を考慮に入れる。

- i) 5つの国連地域グループそれぞれから1名のメンバーと、これに加えて小島嶼開発途上国を代表するメンバー1名
- ii) 付属書Iに含まれる締約国から他に2名のメンバー
- iii) 付属書Iに含まれない締約国から他に2名のメンバー

(b) メンバーや議長は、交替制の原則に支配される。

(c) 京都議定書の下で設立される組織では、メンバーは、京都議定書の締約国の中からCOP/MOPにより選出されることとする。

29. 遵守委員会の執行部を除く全ての機関では、決定をコンセンサスで行うこととし、コンセンサスに至らない場合には、4分の3の多数決で決定される、ただし遵守委員会の執行部では、これに加えて、付属書Iに含まれる締約国の過半数と、付属書Iに含まれない締約国の過半数の多数決が求められる。

30. 各機関へのガイダンスは、COPまたはCOP/MOPが行うこととし、そのガイダンスは、個別の場合についてではなく、一般的な性質のものとする。

31. 全ての新機関は、適応基金委員会を除き、UNFCCC事務局のサービスを受ける。

---

<sup>4</sup> 京都議定書の3.9条に基づき、そのような約束の考察は、第一約束期間終了時の少なくとも7年前に開始されることとする。

<sup>5</sup> CDM執行理事会、6条監視委員会、適応基金委員会、遵守委員会促進部、遵守委員会執行部、技術移転の科学的、技術的専門家による政府間諮問グループ